

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行され、**指定の有効期間が従来の無期限から5年間**となります。

旧制度で既に指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）。

都留市で指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日（1年）
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日（2年）
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日（3年）
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日（4年）
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日（5年）

 **更新時期が近づいた事業者様へは事前に更新手続についてご案内します。**

指定更新の要件(水道法第25条の3(指定の基準))

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）
又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類
（免状又は技術者証等）

指定更新申請時に4項目の確認を行います

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
（※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認します）

4項目確認資料

- 講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無